

# 特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた家計への支援を行うため、すべての人を対象に、「特別定額給付金」として一律10万円の給付を行います。

## 事業の内容

給付対象者1人につき10万円を給付します。

## 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方。

## 申請する方

世帯主の方

## 申請方法

### 1. 郵送での申請

- ① **5月19日（火）発送**。住民票の住所の世帯主宛てに役場から郵便で申請書をお送りします（記入例も同封します）。
- ② 申請書に、世帯主の氏名、現住所、生年月日、振込先の口座番号等の必要事項を記入し、世帯主の「※本人確認書類」及び振込先がわかる通帳などの写しを添えて、同封の返信用封筒で役場総務課宛てに郵送してください。

※本人確認書類の例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポートなど

【お願い】①新型コロナウイルスへの感染防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

- ②申請書の記載誤りや添付書類に不足がある場合、給付が遅れる場合がありますのでご注意ください。

### 2. オンライン申請

マイナンバーカードを持っている方は、国が運営する下記のオンラインサービスマイナポータル上の特別定額給付金申請画面から申請することができます。

大槌町は**5月11日（月）から電子申請が可能**となっています。

〈アドレス〉 <https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

## 給付時期

申請後、5月下旬から順次、指定された金融機関の口座に振り込みを開始します。

## 振込の通知

給付（口座への振込）と同時に「振込通知書」を申請者宛てに送付します。

## 総務省特別定額給付金コールセンター

総務省が特別定額給付金のコールセンターを設置しています。  
〈連絡先〉0120-260020（フリーダイヤル） 〈対応時間〉9:00～18:30

## 大槌町特別定額給付金に関するお問い合わせ

役場総務課 0193-42-8710

## 配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方への支援について

配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方などのご相談については、下記までお問い合わせください。  
〈問い合わせ先〉役場保健福祉課 0193-42-8715

# 3つの「密」を避けましょう！

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



# 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。

## 3つの咳エチケット



## 正しいマスクの着用



## 特定健診及び各種検診の中止について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、5月実施の特定健診及び各種検診（肝炎ウイルス・前立腺・肺がん検診）を中止いたします。

受診を予定されていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

〈問い合わせ先〉町民課 国保年金班 0193-42-8713